

京都大学知の財戦略とベンチャー企業育成について

京都大学 副学長・国際融合創造センター長・教授
松重 和美

京都大学 国際融合創造センター
奥 久輝

特集

ベンチャー企業における
特許戦略

1. はじめに

京都大学は、1897年に創設され、「学問の自由と自主独立」の気風を維持し、100余年にのぼる歴史を有している。

今日、産業・社会構造の変革とともに、大学に対する社会の要求も変化し、教育・研究に加えて社会貢献が大学の担うべき新しい役割の一つとして求められている。

本稿では、京都大学の新しい産学連携の取組み、ベンチャー企業育成への取組み及び知的財産の取組みについて一端を紹介するとともに、その課題についても明らかにし、皆様の大学改革へのご理解の一助となることを期待している。

2. 産学官連携の推進

社会貢献が大学の担うべき新しい役割の一つとして求められる環境下において、産学官連携の成功が重要な課題の一つとなってきている。

京都大学では、産学官連携の成功を重要テーマとし、より社会との連携を深め、大学の知的資産や成果を適切に確保し、これらが社会において活用され、社会に貢献できる体制をとるべく、数年前より学内の組織改革を行ってきた。

2.1 推進体制・組織

京都大学においては、事務本部としての「研究・国際部」を主体として各部局・地区の研究・学術協力課等の事務部が密接に関与する体制を有し、この体制下において、以下の産学官連携の取組みを行う専門の組織を有する。

2.2 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー¹⁾

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「KU-VBL」と記す）(Kyoto University-Venture Business Laboratory)は、1995年度政府補正予算「大学院を中心とした独創的研究開発推進経費」により認められ発足し、全学の教育・研究施設として大学院工学研究科を主体に、情報学・理学研究科、化学研究所等の教員・博士研究員および大学院生・学部生を含む横断的で柔軟な教育・研究組織によって構成されている。

またこのKU-VBLは、産学官連携の本部地区サテライト拠点としての役割も果たす。

2.3 国際融合創造センター²⁾ (京大IIC)

京都大学国際融合創造センター（以下「京大IIC」と記す）は、2001年4月に産学官連携を支援・推進する

1) 施設長(副学長)(兼)教授 松重 和美

2) センター長(副学長)：松重 和美

ための組織として設置され、部局横断的な産学官連携活動の中心組織として位置付けられ、産学官連携活動の窓口の役割を担っている。

教員の定員は、24名（センター長1、専任教授11、助教授7、助手1、客員教員4）となっている³⁾。

また、文部科学省の産学官連携支援事業にもとづいて、産学双方の事情のわかる産学官連携コーディネータ⁴⁾も配置されている。

「京都大学から世界に向けた知の結集・情報発信センターとなり、21世紀における大学のあり方を世界に提起する」ことをスローガンとし、以下の設立理念を掲げ、活動している。

- 1) 次世代産業基盤の構築
- 2) 人的融合による新規学問領域の創生
- 3) 新たな大学像の提案

2.4 「医学領域」産学官連携推進機構⁵⁾ (KUMBL ; Kyoto University Medical Science and Business Liaison Office)

2004年4月に、医学研究科、医学部付属病院、再生医科学研究所、ウィルス研究所に関する産学官連携の推進拠点として設置された。

設立の趣旨は、「医学領域の研究に興味を持つ企業に研究成果に関する情報を公開し、基礎からの共同研究や新しい技術開発などの産学官連携を推進する」となっている。

本機構KUMBLの主な業務は、京大IICと密接な連携を保ちつつ、医学領域における京都大学の研究成果をもれなく収集し、社会に公開するとともに、この公開情報の先にある、最新の研究情報、未公開特許情報や共同研究提案等の大学のシーズおよび企業のニーズ等の情報交流を図ることにある。

3. 産学官連携活動における特徴ある取組み

京都大学には3000名におよぶ研究者が在籍し、その研究内容は極めて多様であることから、京大に求められる産学官連携のスタイルも、教員と企業の一部門との間の個別的またはお付き合い的なものから、部局横断的なテーマでの包括的な共同研究や、複数の企業や大学が参加する共同研究へと広がり、変革してきている。

これに伴い産学官連携におけるオープン性や推進責任体制の充実、特に、産学官連携において企業が重要と考える、秘密保持、知的財産権の確保などへの組織的対応が強く求められるようになってきた。

このため、京大ではこれらの要請に応え、知的財産を重視した取り組み活動を行っており、以下にその例を紹介する。

3.1 契約の適切な対応

国立大学にあっては、共同研究および受託研究の契約書について、文部科学省より様式参考例⁶⁾が公表されており、国立大学法人化後も、この様式参考例をベースに共同研究契約等が締結されている。

一方企業にとっては、研究成果である知的財産の帰属やその持分、実施についての条件などが、大学と共同研究を行う上での重要な判断基準となっている。企業側は自社を有利に導くための様々な要求を持っている。大学側は、このような企業の要求に、適切に対応する体制を持つことが、国際レベルで生き残っていくための重要な要件の一つとなってきている。

京都大学では、事務本部としての「研究・国際部」を主体として各部局・地区の研究・学術協力課等の事務部と京大IICが密接に協調し、企業側からの要請に対して適切な対応を行なう体制を持っている。

このような対応が、従来困難とされていた複数企業と

3) 2004年5月現在の数値

4) 奥 久輝。産学官連携コーディネータは、全国76大学に102名（2003年度）が文部科学省の産学官連携支援事業によって各種専門家として機能するために派遣されている

5) 機構長：京都大学 医学部長教授 本庶 佑

6) 文部科学省研究振興局ホームページ

の「包括的産学融合アライアンス⁷⁾」などの新しい形の共同研究の早期実現を可能にした。

3.2 秘密保持管理と研究管理

企業が大学との共同研究をためらう要因の一つに、機密情報の管理面で不安を感じていることが挙げられよう。

京都大学においては、共同研究に参画する教員、研究員等は、秘密保持についての誓約書にサインをすることが義務付けられ、秘密保持確保に特別な注意を払う体制を順次組んでいる。

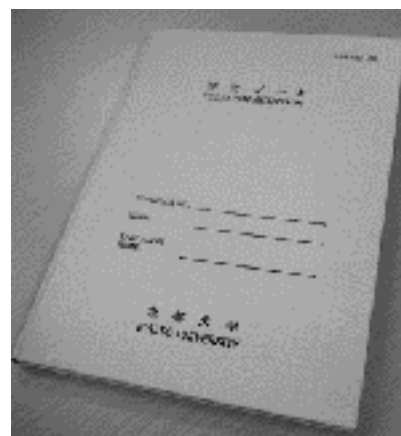
大学の研究室における秘密情報の管理は、一般企業に比べて不十分であるとの認識が一部でなされているが、大学においても新規な研究テーマは秘密事項であり、きわめて重要なものとして取り扱われている。新規な研究テーマは研究者の命であり、各研究者は自らの研究テーマの秘密保持には十分な注意を払っている。研究者の良識の上に秘密保持体制が構築されているので、明文化されたルールのようなものが作られていない点が誤解を生んでいる。機密書類にも「機密書類」といった表示はなされていない場合が多い。この点で、明示的に秘密情報が管理されていないので、「機密として管理されていない」と見做されてしまう恐れがある。

これらのことを踏まえて、秘密情報の管理責任体制を明確にして、誓約書を交わすことをルールとするなど、順次明文化を進めている。これらを実効あるものにするためには、さらに秘密管理の管理義務の内容や、方法について、研究者が充分理解することが求められ、さらなる教育が重要と考えている。

3.3 知財重視の共同研究管理

(1) 研究ノートの活用

研究成果を知的財産権として確保する取り組みとして、主要な共同研究においては、共同研究者全員に研究ノートが配布され、日々の研究成果の記入が義務付けられている。



研究ノートは、特許取得の要件が先発明主義となっている米国においては、先発明を立証するためにきわめて重要なものであるが、先願主義の日本においても以下の点で重要なものとして位置付けている。

・共同研究での貢献度を証明するもの

研究ノートは、各研究員が独自に創出した発明の内容と発明日の証明に使われ、企業との共同研究において、発明の所属や共同研究成果への寄与の度合いなどを認定・評価するための基礎となる。また、将来発生する、特許発明実施時の補償金支払いにおいて、相当の対価の算定の基礎資料ともなるものとして、位置付けられる。

・米国特許訴訟対策

将来発生するかもしれない米国での特許関連訴訟における証拠書類として使用される。先願主義の日本においては、発明日の立証は、直接的には必要ないと思われるが、将来発生する可能性のある米国での特許訴訟においては、証拠書類として活用できる可能性がある。

(2) 研究成果の学会発表と特許出願のリンク

学会発表や論文投稿の場合、従来大学では、学会発表や論文投稿発表を行った後に、特許法における新規性喪失の例外規定⁸⁾を利用して特許出願が行われるケースが多々みられる。

このような特許法における新規性喪失の例外規定を利

7) 京都大学と日本電信電話株式会社、バイオニア株式会社、株式会社日立製作所、三菱化学株式会社、ローム株式会社の5社との協議により、2002年8月1日に契約調印

8) 特許法30条の規定による

用した出願は、先に学会発表等で公知になっても、新規性喪失の例外が認められる期間（グレースピリオド）内に出願すれば新規性を喪失しないものとされる利点がある。反面、このような出願には、重大な欠点がある。大学内においてはこのような出願の利点のみが強調され、欠点が正しく教員・研究者に教育されていないという問題がある。

このような出願における欠点は、学会発表等の公表に対してグレースピリオドを認めていない国⁹⁾への特許出願が、先に行った学会発表等の公知事実によって拒絶されてしまうという点である。このため、国際的に権利化すべき重要な発明においては、この欠点が致命的な障害となり、世界のほとんどの国で権利化できないことになる¹⁰⁾。

京都大学では、学会発表や論文投稿と特許出願を並行的に行い、重要発明については原則として、学会発表や論文投稿発表前に特許出願を行うこととしている。

(3) 共有特許の関係

主要な共同研究においては、大学の教員、研究員の発明を大学が承継し、研究成果に関連するすべての特許出願・特許を京都大学と参加企業とで共有することとしている。大学と企業との特許等の共有の持分比率は、大学と企業との研究や発明に対する貢献度に応じて定められ、権利取得に必要な費用の負担も、決められた持分に依って負担する。これによって、共同研究に関連する出願の出願人名義が統一され、関連出願が先後願の関係で拒絶される¹¹⁾ことが無い仕組みを構築している。

4. 国際標準化を目指す知財の取組み（細胞・生体機能シミュレータ開発プロジェクト）¹²⁾

京都大学では、従来より医工連携の取組みがなされ、世界的にも注目される多くの成果を上げている。この基

礎の上に新たな学問領域構築に向け21世紀型の医工連携を求めて、医工連携プロジェクトを推進している。

医学・生物学、薬学、情報学、工学の分野融合から、医療応用を目指した生命情報基盤の提供を目標とし、(1)医学・生物学知識の統合化、(2)創薬の革新、(3)医療技術のIT化、大学発ベンチャーの創設を行い、経済の活性化に資することを目的としている。

このプロジェクトにおける知的財産の取り組みの特徴は、プロジェクトで得られる成果を、国際標準化あるいはデファクトスタンダード（de facto standard）化を視野に入れた知的財産の取り組みにある。

得られた基本プログラムについては、オープンソースとして公開することを予定している。また一方では、国際標準化に必要な基本特許網の構築を行うとともに、共同研究で得られる企業との共有特許等についても、標準化を前提に契約が締結される。大学の研究成果の公共性を考慮し、標準化等で大学が必要と認めた場合には、大学単独で実施許諾が可能な条件を、共同研究契約書で担保している。

5. ベンチャー起業育成の取り組み

5.1 フィージビリティスタディ方式によるベンチャー起業促進

京都大学は、研究者の在籍数に比べて大学発ベンチャー（教官が役員を兼業するもの）の数は少ない。

そこで、京大IICとニック株式会社¹³⁾は、京都大学教官を対象に「ベンチャー起業のためのフィージビリティスタディ（feasibility study, 事業性調査）」¹⁴⁾を公募し、実施する新たな取組みを始めた。

(1) 取組み概要

本取組みは、起業に向けた事業のフィージビリティス

9) EC諸国など多数あり

10) 先発明主義の米国では1年のグレースピリオドがある

11) 出願人や発明者が異なると特許法29条の2の規定により、拒絶される。

12) 代表：野間 昭典 京都大学大学院医学研究科教授、松田 哲也 京都大学大学院情報学研究科教授、

13) 異業種の事業会社14社を株主とするベンチャーキャピタル、本社：名古屋市、西川輝男社長

14) 澤田芳郎・奥久輝・中野好一・大野一志・大塚宏之・林公一・大庭牧子・谷垣昌敬「フィージビリティスタディ公募方式による大学発ベンチャーの起業促進」『産学連携学会第1回大会講演予稿集』（産学連携学会、2003）pp.96 - 97

タディへの資金提供を前提にして、研究成果の起業可能性とそれを最大限高めるための方策を、その研究成果を生み出した教官が自ら考察する機会を提供し、起業を刺激することを趣旨としている。

対象は文系理系全分野の教官で、6ヶ月間の期間中に事業計画書の提出を求めるもので、このためニック社は一件につき約400万円を「受託研究」スキームで提供する。

募集は学内の京大IICのウェブサイトより行なうと同時に、学内で2回の説明会を実施した。応募については、知的財産等によって起業時の優位性が確保できることを条件とし、応募された内容は秘密保持契約によって秘密保護される。

応募に対して、ニック社は関連企業等と共に検討し案件を採択した。

採択されたテーマについては、「受託研究」スキームで、提案した教官が中心になってフィージビリティスタディを実施する。

教官には、起業の義務は課せられてないが、フィージビリティスタディ後一年間は、ニック社がその起業について、教官との優先交渉権を有し、起業する場合は、その期間内に新しい契約を教官と締結して起業準備に入る。

(2) 包括的サポート

従来、ベンチャー起業に対して投資などを行なうベンチャーキャピタルは、多く存在するが、今回の事業のように、教官の研究成果についての事業性調査に研究投資がなされる例は新しい。本事業は、「シーズ創出」と「起業」を包括的にサポートするものであり、ベンチャーキャピタルが未開発の大学発ベンチャーへの投資機会を獲得する有望な手法として、評価されている。

5.2 京大発ベンチャー企業の創出をサポート（特定非営利法人KGC¹⁵⁾の取組み）

KGCは京大の大学院生のシンクタンクとして設立され、京都大学を中心とする院生、若手研究者89名が所属し、京都大学発ベンチャー企業の創出をサポートしている。

大学院生によるベンチャービジネスプラン育成プロジェクトとして、KGCでは技術経営講座プロジェクトを主催している。これは、技術と経営を結びつけることの出来る研究者の輩出を目的とし、理工系を対象にして開講され、毎年約50名がこれを受講している。講座の最終回には、受講生にビジネスプランを策定させ、これらのプランのコンテストを行い、実現可能なプランに対しては、起業支援を行っている。

6. 知的財産に強い研究者育成の教育プログラム

京都大学においては、これから必要となる知的財産に強い研究者育成の教育プログラムを有している。

以下、その代表的なものを紹介する。

6.1 特許明細書を作成できる研究者を育成する教育プログラム

工学部機械システム学コースでは、約15年前より3回生の設計製図演習で特許の講義を取入れたたり、レポートを特許明細書形式で作成させたりしていた。今回これを発展させ、特許明細書を作成できる研究者を育成する教育プログラムとして「特許セミナー」¹⁶⁾を開講した。

この「特許セミナー」は、知的財産関連法の基礎講義からスタートし、特許訴訟や、ライセンスについての講義を行い、最後には「明細書作成実習」で、弁理士が受講生の作成した明細書をマンツーマンで添削指導し、特許明細書を作成できる研究者を育成する。

マンツーマンで添削指導を行うため、受講定員は、現状では約30名程度が最大であるが、「明細書作成実習」までを行う講座は、日本の大学でも数少ない。

6.2 医学と知的財産をマスターするコース

医学研究科では、医学と知的財産の両方の専門知識を身に付ける新コースを2004年度より開講した。

人体の仕組みや薬が作用するメカニズムのような医学関連の講義と平行して、知的財産法や、ベンチャー企業

15)「特定非営利法人KGC」は法人名、理事長：柴田有三、京都大学VBL内

16)担当 松久 寛 大学院工学研究科精密工学専攻 教授、西脇 眞二 同 助教授

戦略などの講義を用意し、両分野の専門知識を身に付けた技術移転の専門家を育成する。

このコースでは、秋以降に「特許明細書実務演習」も始める。

7. 法人化後の知的財産ポリシー

大学において研究成果を機関帰属として運用活用することを条件に、大学知的財産本部整備事業が公募され、実効ある事業計画を提出した全国の43大学が選ばれた。各大学においては、この事業費が支給されている5年間の間に、恒久的な自立した知財戦略の実行を行う体制を確立することが求められている。知的財産の管理・運用という事業を考えると、5年は短いと言わざるをえない。

京都大学においては、2003年9月に知的財産企画室を設置し、法人化された2004年4月からは、大学の知的財産の管理を一元的に行い、本格的な知的財産推進活動に入っている。

京都大学では、実効的な知的創造サイクルを形成するため、知的財産企画室の設置と平行して、学内の多様な分野の14名の委員からなる「産学官連携検討ワーキング・グループ」が組織された。そこでは、京都大学における法人化後の知的財産の取り扱いについての審議・検討がなされ、学内各部署でパブリックヒヤリングを実施し、これらを総合して、研究成果を知的財産等として取り扱う際の具体的な判断基準を示す「京都大学知的財産ポリシー」¹⁷⁾が作成された。

以下、「京都大学知的財産ポリシー」の特徴点について説明する。

7.1 原則機関帰属

発明等にもとづく特許等を受ける権利は発明者が原始的に有する¹⁸⁾と解されている。

法人化前の国立大学においては、教員等の発明に係る特許を受ける権利は個人に帰属するのが原則であった。例外的に、「応用発明を目的とする特定研究課題の下に、

国から特別の研究経費を受けて行った研究」や「国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備」であって取得価格が5億円以上でかつ汎用的でないものを使用して行った研究の結果生じた発明については、国が承継することとしていた。

法人化後は、これを原則機関帰属とすることを「京都大学知的財産ポリシー」において明確にした。

京都大学の研究者等が、京都大学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究より発明が生じたとき、これを職務発明とみなして、京都大学はその知的財産権を承継することとしている。

注目すべき点は、教員・研究者が発明をした場合、これを公表してパブリックドメインにするか、特許出願をして知的財産とするかの第一の選択権は発明者にあるという点である。

発明者は、学問の発展上これを公表しパブリックドメインにすべきか、あるいは特許出願すべきかをまず判断することができる。この判断に従い、研究者（発明者）は、これを出願（特許等の）すべきと判断した場合には、大学に対して発明の届出の義務を負う。

この規定は、発明者の権利義務を明確に規定したものである。これによって、法人化前に行われていたように、大学への発明の届出無し¹⁹⁾に、自らの発明を企業等に譲渡してしまうことはできなくなった。

大学が研究成果を機関帰属として特許出願することによるメリットとしては以下のようなものが、挙げられる。

- ・一元管理により知財管理機能を強化できる
- ・発明等の戦略マーケティングが可能
- ・技術移転状況やライセンス収入配分の透明性が確保できる
- ・技術移転収益の教育・研究への再配分が可能

研究者にとって、その研究成果を最初に発表し、後学のために寄与することは大切かつ価値あることである。また同時に、その成果を知的財産として確保し、「知的創造サイクル」を形成することが求められている。大学は、これらの知的財産を有効に活用する義務を負う。大学の知的財産管理のマネージメントが問われる所以であ

17) 「京都大学知的財産ポリシー」：2003年12月24日学内承認、京都大学の紹介ホームページより取得可

18) 特許法第29条柱書き

19) 明らかに個人に帰属すると思われる発明は届出されない場合が多かった

る。原則機関帰属ルールのみが強調され、強制的に発明を集めても、大学の知的財産が有効に活用され、実効的な知的創造サイクルが形成されなければ、大学の知的財産ポリシーは、破綻する。

7.2 発明者への補償

発明者への補償は、法人化前にあっては、国すなわち各省庁においてそれぞれ定められていた。

法人化後は、大学毎に独自に補償金を定めることとなった。

京都大学においては、発明を機関帰属とした場合に、発明の届出書記載の発明者に対し、以下の補償金が支払われる。

1) 出願時補償金

6,000円 一出願あたり

2) 収入時補償金

年毎において、実施許諾料などによる総収入について諸経費を除き、以下の図のように配分する。発明者の収入時補償金として、諸経費引き後、最大50%を支払う

こととしている京都大学の規定は、発明者への補償が手厚いものとして注目されている。

7.3 発明評価とネットワーク管理

法人化前の国立大学においても大学内で生まれた発明を評価する発明評価委員会は存在した。しかし、発明評価委員会の主な役割は、その発明が本来国に帰属すべき発明であるか否かの判定をすることであった。国有とすべき発明の出願から登録に要する費用²⁰⁾(弁理士に支払う費用など)は、文部科学省が負担していたので費用面での心配をする必要はなかった。

法人化後においては、発明の出願から登録に要する費用²¹⁾(弁理士に支払う費用など)を、文部科学省が負担しなくなったので、大学毎に独立した知財の経営が求められる。このため、知的財産の適切な運用が必要であり、限られた予算の中で、大学が所有すべき成果(発明)を適切に評価し、帰属の可否判断がなされなければならなくなった。発明評価委員会の役割は法人化前に比べきわめて重要なものとなった。

発明者への補償

- ・ 出願時補償：6,000円(発明1件当たり)
- ・ 保有する特許の実施補償、処分などにより収入を得た場合、特許出願や維持にかかった費用を控除した残りの分を以下の数値を目安として配分する。
- ・ 発明者の転職、退職、卒業後も補償金を受ける権利は存続する。

収入実績	2百万未満の部分	2百～5千万未満の部分	5千万以上の部分
発明者	20%	35%	50%
部局(配分は部局に委ねる)	30%	25%	20%
大学(知的財産部(仮称)管理)	50%	40%	30%

20) 特許印紙代は免除

21) 特許印紙代は2007年3月31日出願分まで免除

京都大学では、本部（知的財産部²²⁾）に全学発明評価委員会、各拠点に拠点発明評価委員会を設置している。

京都大学は、地理的に三つのキャンパスに分散しており、また性格の異なる学問分野を有しているため、これらの拠点・分野における知的財産の推進・管理を本部組織において集中すると、適切・迅速な推進・管理が行えないので、拠点毎に拠点発明評価委員会を設置することとした。これにより、各拠点において、知的財産・産学官連携活動を迅速に自主的な判断で行うことができる体制となった。

各拠点毎の発明評価委員会は、学内専門家（教授などの教員）、学外専門家及び知財管理スタッフにより構成される。学外専門家の参加協力は、科学技術振興機構（JST）、特許弁理士、TLOに依頼される。

7.4 著作権について

今回作成された「京都大学知的財産ポリシー」においては、大学が組織的に管理・運用する対象とする著作物は、当面、データベースおよびプログラム、デジタル・コンテンツとし、必要に応じて取り扱い対象を広げていくこととしている。

教員等が作成した著作物（法人著作物を除く）について、そのすべてが機関帰属の対象とされるのではなく、その著作物に基づく著作権の管理を、大学において行うことを望む届け出がされた場合のみ、大学は著作権を機関帰属の対象とする。なお、機関帰属と決定された著作物についての著作者への補償は、発明者への補償に準じて行われる。

7.5 知的財産権の活用とTLOとの連携

本部（知的財産部）は、特許等を管理し、権利化業務と平行して、マーケティング等により特許等の活用を図る。

具体的には、特許等を情報メディア、医学、薬学、バイオ、材料等の技術分野に分け、それぞれライセンス戦略を策定し、これにもとづいて、各分野を得意とする適切なTLO等を業務提携などの協力関係を持ってパートナーとして活用し、知的財産の社会への還元・活用

をおこなうことを方針としている。

8. 大学の知財マネジメント

8.1 知財確保のための財政的基盤

大学の法人化によって、各大学が行う特許出願から権利化までに必要な特許関連経費（代理人費用など）は、法人としての大学が負担することになった。このため、大学内においてこれらの経費の財政的基盤を確保することが必要となった。

企業においても、限られた原資の中で、研究開発費と、その成果を知的財産として権利化する費用とを適切に振り分けることは重要な戦略事項の一つである。大学においてもこのような経営的判断が求められることとなったが、適切なバランスを見出すまでには多くの年月が必要と思われる。

8.2 大学独自の知財マネジメント

大学の知的財産戦略として、大学が保有すべき発明・特許を適切に評価・選択し、「知的創造サイクル」に乗せることが求められている。

企業においては、永年その歴史を通じて、企業にとって保有すべき発明・特許を適切に評価・選択するなどの知財マネジメントのノウハウを保有している。大学にはそのような蓄積がないので、大学独自の知財マネジメントを確立する必要がある。このためには、大学内での人材に加えて、企業等での実務経験者などの人材が必要不可欠であるが、最終的には自ら人材を育成することが重要である。

大学においては、単に知財収入のみを目的として知財戦略を推進することは不適切な方針と言える。過去の企業の実績やTLOの実績を考慮すると、ごく一部の大学を除いて、知財経費の支出に比べて知財収入が上回る計画を達成することは、困難なことであろう。しかし、大学に知的財産の推進・管理を行う部門ができると、知的財産によるライセンス収入の増大にのみ、その活動の重点が置かれることが危惧される。

22) 2004年7月より知財企画室を知的財産部に改組する予定

大学においては、教育・研究・社会貢献の3つの使命をバランスよく達成することが求められており、大学の知的財産推進活動によって、大学の共同研究等の他の機能が阻害されるようなことがあってはならない。大学にあっては、自由な研究活動が促進され、共同研究などが活発になるような知財マネジメントが行われるべきである。当然、営利企業が持つ知的財産戦略と、大学の知的財産戦略とは異なったものとなる。

京都大学においては、本部（知的財産部）が中心となって知的財産戦略を策定し知財マネジメントが行われるが、この知的財産戦略の策定は産学官連携ポリシー²³⁾に基づいて決定し実行される。

この産学官連携ポリシーは、産学官連携検討ワーキング・グループ²⁴⁾で法人化に向けて、2003年末より検討され、今回新たな時代に合った新しいものが策定された。

9. 大学における知財推進の課題

法人化を迎えた大学にあって、知的財産の推進をさらに進めるにおいては、以下の課題がある。

9.1 不実施補償

共同研究等において、その成果は大学と共同研究の相手企業との共有となることが多い。大学においては、その性格上、自ら特許等を実施することが無いので、これを理由に、いわゆる不実施補償金の支払いを、共有する相手企業に要求することを原則としている。

この不実施補償の支払いについては、共同研究契約で担保されるが、以下の問題を有する。

大学での研究段階では、研究成果を使用した最終製品などがはっきり計画できない場合が多く、そのため適切な不実施補償金の算定が、この時点では出来ない場合が多い。結果として、適切な不実施補償金の算定等の条件については、後日別途定めることとなる。これは、企業側にとっては、債務だけを約束して重要な問題を先送り

した形になり、好ましく無いと言える。

大学側で、予め適切な不実施補償金の算定方法や、支払いについてのガイドラインを定めて置く必要があると思われる。

9.2 研究の自由度確保

共有の特許権や著作権については、特許法²⁵⁾等により、大学がこれらを第三者に実施許諾する場合、当該特許権等の共有者である共同研究企業に同意を求める必要がある。すなわち、第三者への実施権の許諾に対して、当該特許権等の共有者は拒否権を有する。

しかしながら、一方では、大学の永年の研究成果の蓄積は、広く社会において活用されるべきであり、この成果の活用のためには、第三者への実施権許諾が必要である。この場合に、成果の一部に、共有特許等があると、共有者である共同研究企業が有するこの拒否権が、大学の研究成果の更なる第三者への技術移転に際して、阻害要因となる場合が生じる。

このため、大学においては企業独占を回避する手立てを打っておく必要がある。公共的な理由で、必要と認められた場合には、大学単独で共有特許について第三者に実施許諾が可能な配慮が場合によっては必要である。共同研究契約書において、例えば「必要な同意は本契約書において得られたものとする。」などの条項により、解決が可能な場合もあろう。

9.3 学部生・院生の成果の取扱い

学部生や大学院生の発明について、原則機関帰属のルールを一律的に適用することはできない²⁶⁾。したがって、発明が生まれた場合には、個別契約によって発明の大学への譲渡がなされることになる。このような発明の譲渡契約においては、双方が自由な立場においてなされることが前提となる。大学においては、教授と指導される学生・院生との間の関係は、対等では無いので、自由意思

23) 2004年3月16日策定

24) 座長：松重 和美 本学副学長

25) 特許法第73条の規定など

26) 学部生や大学院生の発明は、特許法35条で規定する「職務発明」に該当しないと考えられる

にもとづく譲渡契約が担保され、契約の有効性が確保されるような配慮が必要である。

またさらに、企業からの派遣等による社会人学生や研究生の場合には、発明の帰属について深刻な問題を惹起する。企業からの派遣等による社会人学生は、企業の営業秘密などの蓄積された技術をベースに有しており、その上に発明がなされた場合に、これを大学に帰属させる契約は、派遣元の企業との間で問題となる。企業からの派遣等による社会人学生は、発明を大学に譲渡すること自体が、元の企業における発明管理規定に違反する可能性がある。譲渡契約そのものが、社会人学生の所属企業における職務規定違反となる可能性もある。

さらに大学が譲渡を受けた発明に基づいた特許によって、その企業の活動が著しく制限される場合が生じる。この場合、元の企業は、職務発明に基づく実施権²⁷⁾を主張するであろう。

一方、この発明を企業のものとし、企業によって特許化されると、大学側の永年の研究成果の蓄積の一部が一企業のものとなり、大学の成果の第三者への技術移転の際に、障害となったり、以後の大学の研究活動が阻害されることが予想される。

これらの場合、派遣元企業と大学との間で事前に契約を締結しておくなどの対応が不可欠となる。

9.4 発明と著作権の取り扱いの差異

「京都大学知的財産ポリシー」においては、大学が組織的に管理・運用する対象とする著作物は、当面、データベースおよびプログラム、デジタル・コンテンツとし、必要に応じて取り扱い対象を広げていくこととしている。

そして、教員等が作成した著作物（法人著作物を除く）について、そのすべてを機関帰属の対象とせず、その著作物に基づく著作権の管理を、著作者である教員等が、大学に委託することを望む場合にのみ、機関帰属の対象とすることとしている²⁸⁾。

この点で、発明等について原則機関帰属としているのに比して扱いが異なっており、学内でも課題とされている。

特に、プログラム等が個人帰属となる一方で特許等が機関帰属となると、プログラム等とそれに関連する特許等がパッケージライセンスされるような場合に、ライセンスを受け入れる企業にとっては、契約交渉先が、大学と著作権者（研究者）の二者となり、条件交渉などに障害となることが想定される。大学側としては、法人著作物となるような施策を講じておくことが必要であろう。

京都大学の現状では、著作権全てを機関帰属としても、管理運用面で十分な知財の活用が図れない恐れがあり、教員に不利益を招くとの判断で、当面の実情に合わせた政策がとられている。

9.5 大学所有の特許の価値評価

大学において、特許が実施されないと、大学発明者が発明を大学に譲渡したことで得られるものは、出願時補償金のみとなる。収入時補償金は、特許ライセンスを行い実施料が入った場合のものであり、企業等で実施されない発明には、この補償はない。

現在存在するTLOの知財ライセンス収入の実績²⁹⁾を考慮すると、大学の特許の価値評価を実施料収入のみで行うと、経費支出とのバランスが取れないことは明白であろう。

大学が期待する不実施補償金についても、企業の防衛出願にされた場合は、大学側の収入はゼロである。

したがって、大学内の発明者へのインセンティブの面からも、また大学の特許の費用対効果の面からも、特許の価値評価を、実施料収入でのみで行うと、経費支出とのバランスが取れないばかりか、譲渡した教員の側からも不満の声が出る結果を招くことになるであろう。

大学における知的財産推進活動の評価は、大学の教育・研究・社会貢献の3つの使命にどのように寄与したかが考慮されるべきであり、幅広い評価をバランスよく行うことが必要であると思われる。

27) 特許法35条第1項による

28) 著作権については、特許等のように取得から登録維持に至るまでの費用は不要

29) 2003年末で、全国37機関のトータルが約12億円（実施された特許数1039件）

10. さるなる産学官連携体制の構想

大学の法人化に伴う目に見える改革の一つとして、京都大学においては「国際イノベーション機構（IIO; International Innovation Organization）」を設置する構想が検討されている。

すでに紹介した、全学組織としての産学官連携の各組織を含め、京都大学の統一的な組織として総長直轄の統括的・総合的な体制構築を目指すもので、この構想案は2004年3月に学内の評議会等で承認されている。

先に述べたように、京都大学では、知的財産戦略を整備しつつ、独自の大学発ベンチャー育成のための手立てを講じてきたところであるが、今後この「国際イノベーション機構」を整備していくことにより大学発ベンチャーをはじめ、更なる産学官連携体制が構築されていくことが強く期待されている。

Profile

松重 和美 (まつしげ かずみ)

昭和50年8月 米国ケース・ウェスタン・リザーブ大学工学研究科高分子科学Ph.D. 課程修了

昭和50年8月～平成5年3月 九州大学工学部助手、助教授、教授

平成5年4月 京都大学工学研究科、教授

平成8年7月 京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長(兼任)

平成13年4月 京都大学国際融合創造センター長(兼任)

平成15年9月 京都大学知的財産企画室副室長(兼任)

平成16年4月 京都大学副学長

平成16年4月 京都大学知的財産企画室室長(兼任)



Profile

奥 久輝 (おく ひさてる)

1971年4月 国立京都工芸繊維大学 工芸学部卒業

1971年4月 松下電器産業株式会社。入社以後31年間、知財・法務管理を担当

1997年10月 松下寿電子工業株式会社へ出向 知的財産部責任者として同社を退社

2002年2月 京都大学 産学官連携コーディネーターとして着任(文部科学省より派遣) 現在に至る

2002年3月 京都大学 産学官連携コーディネーターとして着任(文部科学省より派遣) 現在に至る



京都大学における知財活用・産学連携の体制構想

